

## 浦和区花とみどりのふれあいサポーター募集要項

### (目的)

「花とみどりの豊かなまちづくり推進委員会（以下「委員会」という）」では、区民に花とみどりの潤いを与え、環境美化への意識向上を図るため、自治会・障害者施設などと協働して区内3駅周辺で植栽活動を実施しています。

この活動の推進を図るためには、多くの区民の参加が必要となりますので、植栽ボランティア（以下「サポーター」という）を募集するものです。

### (活動内容)

浦和区内2駅（浦和駅・北浦和駅）周辺の花壇・プランターの植栽及び維持管理

### (応募方法)

登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、事務局に直接提出の他、Eメール・郵送・FAXのいずれかで提出してください。

#### 【事務局】

さいたま市浦和区常盤6-4-4

浦和区役所 コミュニティ課

電話 048-829-6037

FAX 048-829-6232

Email urawaku-community@city.saitama.lg.jp

### (応募条件)

原則、区内在住又は在勤若しくは在学の個人とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合、申請の棄却又は取り消しを行います。

- (1) 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団関係者（条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう）
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体に所属する者
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体に所属する者
- (5) その他、委員会が不相当と認める者

### (登録)

応募申請があったときは、前条に掲げる内容を審査し、登録台帳（様式2号）に登録します。

### (登録証の発行)

登録されたサポーターには「サポーター登録証」（様式第3号）を交付します。

(個人情報の保護)

登録申請書に記載された個人情報及びサポーター活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本事業の範囲内で使用します。

(その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定めます。

附 則

この要項は、平成30年4月12日から施行します。